

会議の名称	(番号) 1 - 0 2	令和3年度第1回 墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会
開催日時	令和3年11月19日(金曜日)午後1時30分から2時10分まで	
開催場所	庁議室(区役所庁舎7階)	
出席者	【委員】 尾崎 由雄、鎌形 由美子、千野 美智子、西 恭三郎、廣田 健史、 本多 清司、山口 あい子、吉田 尚暉 (欠席 山田 昇) 【区】 総務部長、総務課長、職員課長、区議会事務局長 委員8名、区4名	
議題	1 会長の互選 2 区議会議員、区長、副区長及び教育長の期末手当の額について	
配付資料	1 次第 2 墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会委員名簿 3 墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例 4 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 5 墨田区長等の給料等に関する条例 6 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例 7 各区特別職期末手当支給月数 8 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 9 墨田区特別職の期末手当支給月数改定案 10 意見聴取文(写)	
会議概要	<p>1 会長の互選 会長に鎌形由美子委員を互選した。 なお、鎌形会長が会長職務代理者に山口委員を指名した。</p> <p>2 区議会議員、区長、副区長及び教育長の期末手当の額について 区長からの意見聴取文記載のとおり改定することに異議がない旨答申することとした。なお、答申文の作成及び提出については、会長に一任した。</p> <p>(委員の主な発言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別職に関する諮問なので、直接は(関係ないのですが)、一般職員との自動的な連動となっていないからこういうことになっているのですが、労使の協議は終わったのですか、教えてください。 【区】特別区人事委員会勧告は、10月20日に行われまして、それに基づいて労使交渉を行っていました。昨夜12時過ぎに、労使の妥結に至りました。 ・労使交渉で妥結をしたわけですね。合意点を教えてください。 【区】主な労使交渉のやりとりですが、期末手当について、今年度は3月に引き下げるといことです。また、主な要求案件として大きなものにつきましては、1点目が再任用職員の職務の級の位置付けについて、現行、職務の級は同等以下で位置付けることとなっています。例えば、課長補佐は係長、係長は主任というように、一段下がることが基本となっていました。これを、同等とするという形になりました。労働団体としては良いことと認識しており、早期開始の要望を受け、当初5年度から実施される予定でしたが、結果、現行の再任用職員のフルタイム勤務に限り、先行し令和4年度から実施することとなりました。2点目は、会計年度任用職員の期末手当の引き下げ見送り、若しくは、削減するにしても、 	

来年度からにして欲しいとの主張があり、結果、今年度につきましては、常勤職員と同様に3月の期末手当で削減することとなりましたが、次年度以降の改定時期の取扱いにつきましては、来年度の給与改定更新の機に、結論が得られるよう協議検討していくこととなりました。3点目は、公務員の定年年齢の上げが予定されており、現在、60歳が定年でございますが、令和5年度から段階的に1歳ずつ上げ、最終的には65歳とする形でございます。また、この定年上げにより給与等の取扱いにつきまして、現行制度等との均衡等を鑑みて行うようにと組合等から主張があり、引き続き協議を行うこととなりました。

- ・岸田総理は成長と分配を掲げ、賃金を上げなければ日本経済は好転しないということで、国の方は、この前の人事院勧告については、若干推移を見よとの対応だったと記憶していますが、国はどうなっていますか？

【区】報道ベースですが、国も同様に特別給につきまして0.15月引き下げるといことで、人事院が勧告を行いました。政府の方が、民間業界へ賃上げ等を要求するということで、国家公務員へ至急、それをやっいいものかとの議論があり、『先送りにする』というような報道』があることは把握しています。ですが、実際のところどのような進み具合かは、決まっていなところといます。

- ・23区は独立しているのだから、国とは別でもいいが、国がこのような方向を出しており、背景として、この間一貫として、日本の賃金は引き下げられており、先進7か国の中でも日本のみが成長していない。60年代から80年代までは、個人消費が日本経済を支えていたが、マイナス賃金の状態の中で、とりわけ、今年去年とコロナの中で、保健所の職員の皆さんや応援してきた庁舎の皆さんも大変ご苦労をされて、コロナと戦ってきたと思います。そこで、金額は僅かですが引き下げとなると、モチベーションはどうなるのか、見解はどうですか？

【区】職員の擁護をしていただき、ありがとうございます。私、個人的にも思うところはありますが...、国の方にそのような動きがありますが、どのような形で定まるか未定であり、いずれにしても、(今年度)引き下げない分は、翌年6月に引き下げるといような形であり、結果的に、引き下げるといことは変わらないようです。特別区としましては、まず、人事委員会の今回の勧告につきましては、いわゆる今年度の勧告であり、今年度で対応するのが大原則と考えております。また、これまでの特別区人事委員会の勧告を最大限尊重しているという立場をとっており、また、民間の企業様が引き下げられている実状にあり、区民感情等からも考えますと、公務員、特別区についても頑張っているとの評価をしていただきありがたいのですが、苦渋の決断ということで、特別区の人事委員会勧告を尊重し、妥結したところとございます。

- ・労使で妥結されたことなので、意見は述べますが、賛成させていただきます。このような悪循環を早く断ち切っていくことが、日本経済の再建にも繋がるし、将来的にも大きな影響を及ぼすと申し上げます。

- ・定年が65歳になる場合、賃金が7割減にされると言われていますが、それで定年の延長といえるのでしょうか？もちろん、年功序列でただ上げればよいというものではありません。また、今は再任用という形でやっていますが、通常勤務になって賃金が7割減となることについて、はたして職員の皆さん、看過できるのでしょうか？その点について、見解をお聞きいたします。

(後に、他の委員から『賃金の「7割削減」ではなく、「7割」になる。』と指摘)

【区】定年延長で、延長した60歳を超えた分につきましては、60歳時の給料の

7割にするという法律の改正であり、これは、国家公務員法がそのような法改正を行うため、それに準ずるという形になるものです。色々のご異論はあると思いますが、ここの部分は、止むを得ない部分なのかなと認識しており、今回の労使妥結の中でも議題にあがったように、運用に当たっては細部のところの調整が必要であり、労使が速やかに妥結できるような協議が行われるのかなと推移を見守っていきたいと思っています。

・収入が減るより絶対に増えた方が良いに決まっており、岸田内閣になって、世の中分配するということで、世界の中を見ても、経済は、アジアで初めて先進国の中に入って、その点から言っても大賛成である。ただ、今はコロナ禍で苦勞しており、大企業は新聞等で見ているとおりが、中小企業は落ち込んでいる。2～3日前に出ていたGDPはかなり落ち込んでいる。今は、政府の補助金が出ているから、小さなところ、助かっている業種もある。現時点での厳しい中で、先に官が上がってから民が上がるという論理は、できれば、民間が苦しい中で、企業努力が足りないこともあるが、民間は企業努力しても倒産することもある。そのような点から考えると、民の方の景気は、岸田総理が良くなるというように信じて、その後、官の方を修正してもらった方がよいと思う。

・経済対策等も色々ある中で、区民感情もあり、資料6のとおり、現状における他区との比較は理解しました。今回の0.15月の引き下げに対し、割合に基づき引き下げているのか、他の区の引下げ状況はどうなっていますか？

【区】区によって、引き下げ方が2通りあって、私どものように率で行っているところは、職員が0.15月引き下げのところ、率で計算して0.12月引き下げている区がある一方で、職員の0.15月引き下げと同じ月数引き下げているところもあります。ただ、そういうところは、引き上げる時も同じように引き上げており、平均してみれば、同じ状況となっています。また、昨日妥結したばかりではありますが、これまで確認した中では、15区が引き下げを予定しているところで、近隣のところでも、多くが予定しているようです。

・0.12月の引き下げは止むを得ないと思います。また、この資料の中に（定年延長に伴う給料の）引き下げと書いてありますが、厚生年金などの色々な点において影響があり、問題がでてくると思います。

【区】定年延長に伴う給料の引き下げについては、まさに、給料以外に色々なところ、退職手当をどうするのか、年金など、色々なところに影響がでることがありますので、それにつきましては、今後、23区全体のフレームを決め、それから、各区でできるようなところは、各区で調整していただくこととなります。

・期末手当の引下げに同意します（多数）。